

商品の販売・納入に関する一般条項

1. 適用と有効性

1. 1 本一般条項は、特定の注文に伴い、請求書を発行するノボザイムズ社（以下「ノボザイムズ」という）と、注文をする顧客（以下「顧客」という）の契約を構成する。
1. 2 書面により明示的に提示されノボザイムズ社により受諾されたものでない限り、契約の申込、注文、購入条件その他において顧客が述べた特定の条件、もしくは一般的な条件は、以下に示す契約条件の例外とされるものではない。また、書面による顧客とノボザイムズ間での別段の合意がなければ、本一般条項は、本一般条項の対象に関する顧客とノボザイムズ間の完全な合意とみなされる。

2. 注文

2. 1 注文は、商品名、数量、単価、購入総額、出荷の指示、希望配送時期、請求宛先、配送先住所およびその他の特別な指示を示すものでなければならない。すべての注文は、ノボザイムズが受諾することを条件とする。

3. 価格

3. 1 価格は、該当する消費税、同種の売上税、その他の税金を除外したものとする。別段の定めがなければ、価格は合意されたもの〔原文は“インコタームズ 2020”だが、日本の商習慣に合わないため。→この部分は発行時に削除のこと〕に従い支払う。
3. 2 ノボザイムズは、価格を変更する権利を保持する。

4. 支払条件

4. 1 ノボザイムズと顧客との間で別段の合意がなければ、ノボザイムズは注文明細書において表示された商品の引渡日までに、請求金額の支払日を記載した請求書を顧客に対して発行する。
4. 2 請求書に記載された支払期日までにノボザイムズが支払を受けていない場合、ノボザイムズは、支払を受けるまで、目的物の追加引渡を留保する権利を有する。この場合、ノボザイムズは、その裁量で、支払条件を変更することができる。
4. 3 明示的な指定がない限り、支払は、顧客の銀行口座から、ノボザイムズの銀行口座に対する銀行送金によってなされるものとする。支払い遅延の場合顧客は、請求書に記載された支払金額につき支払期日からノボザイムズが実際に支払を受けた日まで XX パーセント〔発行時に（消費者契約法 9 条に基づく）年 1 4. 6 パーセントを上限として決定のこと→またこの部分は発行時に削除のこと〕の遅延損害金を支払わなければならない。
4. 4 顧客は顧客が支払わなかったことに起因し当該未払金の回収のために生じたノボザイムズが負担した合理的な弁護士費用を含むあらゆる費用、出費をノボザイムズに支払うものと

する。

5. 引渡

5. 1 引渡日は、顧客からの注文の受領をもってノボザイムズが決定する。
5. 2 書面による特段の合意がない限り、商品の引渡は、ノボザイムズの倉庫渡とする。特別な指示のない場合には、ノボザイムズは運送業者を選び、顧客の指定した単一の場所に発送する。ノボザイムズは、商品を一度に発送することも、複数回に分けて発送することもでき、請求書をそれぞれの発送ごとに発行することができる。
5. 3 商品の引渡は、顧客がノボザイムズの与信管理要件を満たしていることが前提とされる。すでに生じている顧客が支払うべき金額の全部又は一部の支払もしくは将来の注文の先払いを含む、ノボザイムズが適切と判断する顧客の支払能力に関する保証を受け取るまでの間、いつでもノボザイムズは通知をすることなく、顧客に対して責任を負うことなく、履行もしくは引渡の延期や遅滞ができる。また、交換品は不適合品の注文が遅延したものとはみなされない。
5. 4 商品に関する損失のリスクは、合意された条件〔原文は“インコタームズ 2020”だが、日本の商習慣に合わないため。→この部分は発行時に削除のこと〕に従って顧客に移転する。所有権は購入価格の完全な支払によってのみ顧客に移転される。

6. 検査、受領と適合に関する義務

6. 1 顧客は、商品の受領後直ちに、可視的な瑕疵もしくは該当する注文書や商品の仕様書との不適合部分がないかを確認するため、商品の検査をしなければならない。商品に瑕疵がある場合、該当する注文書及び/または商品仕様書との不適合がある場合には、顧客はノボザイムズに対し書面による通知を以って、不適合な出荷部分の受領を拒絶することができる。この通知は、当該出荷部分が注文書及び/または商品仕様書に適合していない態様を特定できるものでなければならない。
6. 2 顧客は、商品仕様書との不適合を発見次第直ちに、通知をしなければならない。可視的な瑕疵および注文書との不適合があった場合、顧客が当該出荷を受領してから 5 日以内にノボザイムズに対して通知を行わなければならない。この通知がなされなかった場合、顧客はその出荷を容認したものとみなされる。顧客はノボザイムズに対して、商品を検査するための、及び/または不適合な商品のサンプルを検査するための、合理的な機会を与えなければならない。
6. 3 商品に瑕疵があることや、商品が注文書及び/または商品仕様書に適合しないことが発見された場合、ノボザイムズは、顧客に対して追加的な経費負担をさせることなく当該商品を交換するための商取引上合理的な努力をする。これが本一般条項に基づく受領拒否商品に対する、顧客にとって唯一の救済となる。

商品の販売・納入に関する一般条項

7. 使用

7. 1

顧客は、商品取扱い、作業環境、商品関連文書並びに（安全性と作業環境条件等を含むすべての）公的機関への許認可要件、関係法令、規則等についての責任を含む、商品の具体的な用途について全責任を負うことを認める。顧客は、ある一定の用途における酵素及び/又は微生物製品の使用が、ある国においては具体的な承認を要すること、及び製品に関するそのような承認を得るための責務は顧客のみが負うことを認める。さらに、顧客は、商品の使用が特許権や第三者の権利を侵害しないようにする全責任を負う。また、ノボザイムズはこれに関連する一切の責任を負わないものとする。

8. 限定保証

8. 1

ノボザイムズは、以下のことを保証し、表明する； (i) ノボザイムズは、商品の所有権を有していること； (ii) 商品は、第三者の担保権の設定や法的制限を受けていないこと； (iii) ノボザイムズから顧客への配送時において商品は、販売時有効であった商品データシートに含まれる該当商品仕様書に適合すること（商品データシートは随時変更される可能性がある）；及び (iv) 販売された状態の酵素及び/又は微生物製品、並びに酵素及び/又は微生物製品の生産は第三者の特許権を侵害しないこと。

8. 2

本保証は、顧客によって受領された商品のうちノボザイムズによって実際に出荷された時点と同一の未開梱商品にのみ適用される。故意もしくは事故に関わらず、どのような破損、漏出、解体であっても、それらは商品の品質と特性に直接的な影響を与えうる。同様に、ノボザイムズによる商品に関する保管や取扱い指示と異なる保管もしくは取扱いがなされた場合、そのような取扱いがなされた商品については本保証を適用しない。

8. 3

前述の保証は、ノボザイムズが認める唯一の保証であり、商品性、特定目的及び使用の適合性、製品の使用に起因して第三者の知的財産権を侵害していないことについての保証、さらには、取引過程、履行、商習慣から法令により生じる保証を含む、明示、黙示の他の全ての保証にかわり表明されるものである。ノボザイムズは、顧客や、それ以外の誰に対しても、ノボザイムズを代理して、商品に関するいかなる保証を行なうことも認めない。顧客やそれ以外の者が行ったいかなる保証や発言も、ノボザイムズを拘束しない。

9. 責任と補償の限定

9. 1

ノボザイムズは、第 8 項の限定保証違反、及び

当該商品が意図された使用法と関連する安全に関する文書に従って使用されていたことを前提とする、当該商品から直接法的責任が発生したという、適用のある強行法規条項に基づく製造物責任の請求から、顧客を補償し、かつ免責するものとする。

9. 2

本一般条項に基づく、もしくはノボザイムズによって販売された商品に関する顧客の申立ては、その申立ての原因が発生してから 12 ヶ月以内に始められなければならない。本一般条項に記載された保証に基づくノボザイムズの義務の不履行責任、本一般条項もしくはそれに基づき供給された商品に関連するその他の法的責任は、争点となっている提供された商品の過去 12 ヶ月間の購入価格を上限とする。

9. 3

これと異なる定めに関わらず、契約、不法行為（過失責任や厳格責任を含む）、及びその他に基づくものに関わらず、いかなる利益の損失、本契約、あらゆる商品又はその他から発生した、期待された費用軽減が実現されなかったことを含む、いかなる特別、間接的、懲罰的、二次的、及び間接損害又は損失、第三者から顧客に対するいかなる請求、及びその他のいかなる種類の商業的又は経済的損失について、そのような損失又は損害の存在の可能性が指摘されているとしても、いかなる状況下において、ノボザイムズは、責任を負わない。

9. 4

上記の限定保証及び免責事項によって特記されている場合を除き、顧客は、本一般条項に基づく商品の注文に関連して第三者がノボザイムズに対して提起した訴訟あるいは法的手続きへの防禦、上訴及び和解に係る全ての妥当な弁護士報酬、費用及び経費並びに第三者によりノボザイムズに課される、ノボザイムズが負担あるいはノボザイムズに請求される可能性のある上記法的手続きに関する調査費用全てを含む、あらゆる種類または性質の責任、義務、損失、損害、報酬、過料、罰金、訴訟、請求、判決、和解、手続、費用、経費及び立替金からノボザイムズを免責し、ノボザイムズに生じた損害を賠償する。

10. (権利の) 譲渡

10. 1

ノボザイムズは、必要または好ましいとノボザイムズがみなしたときは、常に本一般条項に基づくその権利の（全部もしくは一部を）譲渡するあるいは本契約に基づく作業やサービスを外注する権利を有する。

10. 2

顧客は、事前の書面によるノボザイムズの承諾がない限り、本契約に基づくその債務やそれに掛かる利息の譲渡をすることはできない。上記譲渡がなされた場合においても、顧客は譲受人の債務不履行および/または本一般条項の違反に対して直接ノボザイムズに対して責任を負うことを認識し、同意する。

11. 知的財産権

11. 1

本一般条項に基づく商品の販売によっては、顧客あるいはその他の者に対し、商品に関する特許、特許

出願、商標を含む知的財産権に係るいかなる権利、ライセンス、その他の権益も移転しない。しかし、ノボザイムズから顧客に別段の通知があった場合を除き、顧客は、ノボザイムズが所有し管理する知的財産権に対して、製品文書に記載されている目的でノボザイムズから購入された商品を使用する暗示的なライセンスを有する。

12. 不可抗力

12. 1

ノボザイムズが受諾したあらゆる製品の製造又は販売の注文に関する配送の不履行又は損害について、これが商品の生産もしくは販売過程における、火事、ストライキ、労働問題、停電、原材料の調達不能、戦争、天変地異、政府機関による規制、顧客の不正確な、遅延した、あるいは不完全な情報など、ノボザイムズによる合理的制御を超えた原因又は状況に基づく場合には、ノボザイムズは、顧客に対して責任を負わない。

12. 2

さらに、上記事由が発生した場合、本契約に基づくノボザイムズの履行期間は、遅延期間以上延長できる。このような状況が発生した場合には、ノボザイムズは独自の裁量においてその生産と出荷を各顧客に割り当てることができる。

13. 準拠法 - 及び裁判管轄

13. 1

本一般条項は、いかなる裁判管轄の牴触法にも依拠せず、被告の国の法に従って解釈される。国際物品売買契約に関する国連条約（C I S G）（いわゆるウィーン条約）は、適用されない。本一般条項の英語版が優先する。本一般条項に基づく製品の販売、本一般条項の適用、解釈に関するあらゆる紛争は、被告の国の ICC 仲裁に服する。ノボザイムズと顧客間で別段の特別な合意がなされた場合を除き、複数の請求及び複数の仲裁が生じた場合、顧客またはノボザイムズのいずれが本条項における被告であるかは国際仲裁裁判所のみが判断するものとし、また、国際仲裁裁判所のみが、ノボザイムズと顧客間の本一般条項に基づく複数の関連請求と関連仲裁は最初に正式に開始された ICC 仲裁に併合されるものとするとの原則に基づき、複数の関連請求と関連仲裁を一つの仲裁に併合することを決定し、その効力を発生させるものとする。